

静岡県告示第298号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次に掲げる土地を廃棄物が地下にある土地として指定する。

令和4年4月5日

静岡県知事 川勝平太

1 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第3号イ

2 指定区域

静岡県御前崎市白羽字中西8144番1、字中西8145番1、字中西8146番1、字中西8147番1、字中西8148番1、字中西8149番、字中西8150番1、字中西8151番1、字中西8152番1、字中西8153番1、字中西8154番1、字中西8155番1、字中西8156番1 以上13筆